

## 本校の教育目標

校訓

- ・ 誠
- ・ 勤
- ・ 健

実勉康

1. 礼儀正しく協力し合う生徒
2. 勤労と責任を重んじ、自ら進んで学ぶ生徒
3. 心や体を鍛え、たくましく生きぬく生徒

## 校章

本校の校章はこの地区の古くからの特産物である梅をかたどったもので、中に平和のシンボルであるハトがデザインされている。本校の入学予定者より図案を募集し、応募351点の中より、間瀬美穂さんの作品が選ばれ、それを校章審査会で図案化したものである。



## 中部中学校校歌

美しく力強く  
作詞 中部中学校  
作曲 川島 博

みどりうるわしたかだのおかのしるきま  
なびやさしさをあびるりそうかか けて き  
よーらかーに と も に そ だてんまことのこ  
ろ わ こ う ど いまこそたちあがーる  
る る あー あーわれらのちゆうおちゆうがっこう

中部中学校校歌

(一) みどり笑し 高田の丘の  
白き学舎 朝日を浴びる  
理想掲げて 清らかに  
ともに育てん 誠実の心  
若人今こそ 立ち上がる

(二) 湖の香漂う 梅の里  
めざす文化の 灯高し  
英知求めて たゆみなく  
ともに築かん 勤勉の心  
若人今こそ 燃え上がる

(三) はるか鈴鹿の 山脈望み  
瞳明るく 夕日に映える  
未来に向かつて たくましく  
ともに鍛えん 心と体  
若人今こそ 舞い上がる  
ああ われらの 中部中学校

## 知多市民の誓い

1. 自然を愛し、緑と花につつまれた、美しいまちをつくりましょう。
1. 元気に働き、力を合わせて活力ある豊かなまちをつくりましょう。
1. 豊かな心、すこやかな体で明るいまちをつくりましょう。
1. 心がふれあう、温かい家庭とまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、お互いに信頼できるまちをつくりましょう。

## 学級会活動

### 1. 目的

- (1) 学級活動は、生徒が自発的、自治的な活動を通して、楽しく規律正しい学級生活を築くように心がける。
- (2) 学級には、級長、代議員、書記を男女各1名ずつおく。学級役員は、全員の協力を得て活動をする。
- (3) 学級会では、諸問題を話し合い解決する。
  - 学級内や学年内のできごと。
  - 生徒会に関する事柄。
  - 学校行事に関する事柄。
  - 学級の仕事の分担と運営、など。

### 2. 活動内容

#### (1) 学級役員

- 級長－学級全体のとりまとめ。学級会の司会。担任の先生の補助。
  - 代議員－学級代表として、生徒議会に出席。
  - 書記－背面黒板、学級会の記録。学級日誌への記入。
- ※級長、代議員、書記と生徒会役員は兼ねない。

#### (2) 学級の係

- 教科連絡係を必ず選出し、他の係はクラスで決定する。
- 任期は、前期4月～学校祭、後期学校祭～3月とする。

## 委員会活動

### 1. 目的

- 各委員は、学校がよりよくなるような奉仕活動、自治的活動を行う。

### 2. 活動内容

- (1) 生活委員会  
週訓の決定・伝達、学級点検活動、あいさつ運動、身なり点検
- (2) 保健委員会  
朝の健康観察、出欠黒板の記入、体調不調者の付添、学校保健委員会の運営、トイレ・手洗い場の見回り
- (3) 給食委員会  
白衣・帽子・マスクの着用点検と手洗いの点検、配膳室前リナバス当番、残菜調査
- (4) 図書委員会  
学校図書の貸出・返却の事務、学校図書の点検・整理・補修、推薦図書の紹介
- (5) 放送委員会  
昼の放送、学校行事・学校祭体育の部アナウンス
- (6) 広報委員会  
校内掲示板の点検・更新、依頼を受けた委員会のポスター作成
- (7) 福祉委員会  
赤い羽根募金、福祉川柳・人権標語の

### 募集

- (8) 美化委員会  
清掃道具の点検・整備・補充、教室のワックスがけ、大掃除の準備
- (9) 緑化委員会  
緑の羽根募金、花壇の整備・除草・水まき、プランターの管理
- (10) 体育委員会  
体育器具点検、器具庫清掃、体力テスト準備・記録整理
- (11) 学年委員会  
学校行事・学年行事等の企画・運営

# 中部中学校生徒会会則

## 第1章 名 称

第1条 本会は知多市立中部中学校生徒会と称する。

## 第2章 目 的

第2条 本会は積極的で自主的な精神をもち、楽しく規律ある学校生活を創造することを目的とする。

## 第3章 会 員

第3条 本会員は本校生徒とする。

## 第4章 組 織

第4条 本会の目的を達成するために次の組織がある。

- (1) 生徒総会 (2) 生徒議会
- (3) 執行部会 (4) 委員会
- (5) 特別委員会 (6) 選挙管理委員会

## 第5章 生徒総会

第5条 総会は生徒会の最高の決議機関で全会員によって構成する。

第6条 総会は前後期各1回行う。また全会員の4分の1以上の要求があった場合に開くことができる。ただし、必要があれば臨時に会長が招集することができる。

第7条 総会で審議されるのは生徒会会則の改正や生徒会の運動方針、活動報告、委員会の活動報告などとする。

第8条 総会は会員の3分の2以上の出席によって成立し、議案は出席会員の過半数の賛成によって可決され、可否同数のときは議長が決める。

## 第6章 生徒議会

第9条 議会は生徒会執行部と、学級より選ばれた代議員（各学級男女各1名）により構成する。

第10条 議会は生徒会の目的を達成するために、いろいろな生徒会活動の調整、その必要と認めた活動の方針を決定する。また、学校行事に積極的に協力する。

第11条 議会は月1回の定例議会のほかに必要に応じて臨時議会を開くことができる。

第12条 議長、副議長は代議員の中から選ぶこととする。

第13条 議会は3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第14条 決議は出席議員の過半数とし、可否同数のときは議長が決める。

第15条 代議員は学級の代表であることを意識して責任のある意見を述べなければならない。また、議会で決まったことを学級にもちかえって報告しなければならない。

## 第7章 執行部会

第16条 執行部会は生徒会役員7名によって構成される。

第17条 執行部会は生徒議会、生徒総会の前にもち、議案をまとめる。

第18条 執行部案といえども、生徒議会にかけ決議されなければ実施されない。

## 第8章 委員会

第19条 この生徒会には次の委員会を置く。

1. 生活 2. 保健 3. 給食 4. 図書 5. 放送 6. 広報 7. 福祉 8. 美化 9. 緑化 10. 体育 11. 学年

第20条 各委員会は学級から選ばれた委員によって構成される。

第21条 各委員会は常時活動を原則とする。また、生徒会行事を積極的に行う。

第22条 各委員会の委員長は各委員会で選出する。

## 第9章 役 員

第23条 生徒会は次の役員を置く。

- 会長1名 副会長2名  
執行委員4名

第24条 役員は3月及び9月に全会員の選挙によって選出する。立候補のない場合は、代議員から互選する。

第25条 役員の任期は半年間とし、前期を4月の当初より学校祭までとし、後期

を学校祭より、翌年4月の新入生歓迎会までとする。

第26条 役員の任務は次の通りとする。

会長：本会を代表するとともに執行部の長となって本会の運営をする。

副会長：会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

執行委員：本会活動の企画・運営にあたる。

#### 第10章 選挙管理委員会

第27条 選挙管理委員会及び生徒会役員選挙に関することは、生徒会役員選挙規則に定める。

#### 第11章 財政

第28条 この生徒会の経費は生徒会費による。生徒会費の額の変更は議会の決議により、全会員の4分の3以上の承認を受けて決定する。

第29条 予算や決算は議会の承認を受けなければならない。

#### 第12章 最高決定権

第30条 学校長は本会の活動の最高決定権をもつ。

#### 第13章 修正

第31条 生徒会会則の修正は、学級または委員会から文書で執行部に提出し、代

議員の3分の2以上から承認され全会員の過半数の賛成と学校長の承認があれば成立する。

#### 第14章 付 則

第32条 この会則は平成28年4月1日より施行する。